

四街道市第1回農業委員会議事録

令和4年4月12日(火)

第1回農業委員会総会会議次第

日時： 令和4年 4月12日

午後 2時00分より

場所： 福祉センター3階 会議室1

1. 開 会

2. 議事録署名委員の指名

5番 林 田 静 治 委員

6番 井 岡 信 夫 委員

3. 議 事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について

議案第2号 令和4年度第1次農用地利用集積計画（案）の決定について

議案第3号 農業振興地域整備計画変更申請について

協議報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する専決処分について

協議報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について

協議報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

協議報告第4号 転用事実確認証明願に対する専決処分について

協議報告第5号 生産緑地のあっせんについて

4. そ の 他

5. 閉 会

出席委員（13名）議席順

1番 梅澤久史	2番 江原清
5番 林田静治	6番 井岡信夫
7番 小金井貞夫	8番 細野裕樹
9番 勝山高治	10番 石川博行
11番 佐藤慎一	12番 中村礼奈
13番 溝口貴久	14番 橋本豊
15番 三石浩	

欠席委員（1名）議席順

3番 佐藤由美子

会議に出席した事務局職員の職・氏名

事務局長	仲田 鋼太
局長補佐	渡辺 弘之
主任主事	酒井 哲也
主事	遅澤 瑞希

令和4年度第1回 定例農業委員会総会議事録

日時：令和4年4月12日（火）

午後 2時00分より

場所：福祉センター3階 会議室1

1. 開 会

○議 長（江原会長） 令和4年度第1回定例農業委員会総会を開会いたします。

2. 定数の確認と議事録署名委員の指名

本日の出席委員は13名ですので、会議規則第9条の規定により過半数を超えておりますので、会議の成立することをご報告いたします。

次に、本日の議事録署名委員は5番林田委員、6番井岡委員をお願いいたします。

本日は傍聴者がおりませんことをご報告いたします。

3. 議 事

○議 長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について」の整理番号1項を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 1ページをお開き下さい。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について、整理番号1項についてご説明いたします。

譲受人は亀崎に居住しており、購入により田231平方メートルの所有権を移転するという申請です。

譲受人は、農業歴37年のベテランで、近隣で父親名義の土地である4,144平方メートルの田と1,497平方メートルの畑、また今回申請の当該地を借用して耕作しております。今回この借用地を購入するものです。これまでと同様、家族3人で耕作するという事です。

トラクター・コンバイン・田植機等を所有しており全部耕作要件は満たしております。

位置につきましては、15ページ及び16ページの案内図をご覧ください。

説明は以上です。

○議 長 議案第1号整理番号1項につきましては、去る4月4日に第1班による事前調査会が行なわれております。

班長の三石委員、説明をお願いいたします。

○三石委員 15番三石です。4月4日第1班による事前調査会を実施いたしました。内容につきましては、事務局から説明のあったとおりです。所有権移転と言う事で、第1班としましては、許可相当と判断いたしました。詳細につきましては、地元委員よりお願いいたします。

○議長 地区担当の林田委員説明をお願いします。

○林田委員 5番林田です。事務局および班長の説明のとおりです。この土地は、長年賃借していましたが、自己所有の田んぼと一体化したいと言う事で、今回買い受けることになったものです。農業経営も頑張っており、耕作要件を満たしているので問題は無いと思います。

○議長 議案第1号整理番号1項につきまして、事務局及び班長、地区担当委員から説明がありました。

質問等はございますか。

(質問・意見なし)

○議長 質問が無いようですので、採決を行います。

議案第1号整理番号1項につきまして、許可として賛成される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号整理番号1項につきましては、可決いたします。

○議長 次に、議案第2号「農用地利用集積計画(案)の決定について」ですが、農業委員が関係する事案がございます。

当該委員は、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく「議事参与の制限」により、審議開始から終了まで退席をお願いします。

審議終了後に入室をお願いします。

暫時休憩します。

(委員1名 退席)

○議長 再開します。

議案第2号を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 2ページをお開き下さい。

議案第2号 令和4年度第1次農用地利用集積計画(案)の決定について、四街道市長より、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定を求め

られたものです。

3ページをお開き下さい。

第1次農用地利用集積計画（案）です。今回は、新規3件となります。また、借受者は、3人です。

番号1につきましては、山梨の田2筆で新規、利用権は賃借、終期は令和14年4月30日となります。

番号2につきましては、長岡の田2筆で新規、利用権は使用貸借、終期は令和14年4月30日となります。

番号3につきましては、亀崎の畑1筆で新規、利用権は賃借、終期は令和8年4月30日となります。

4ページは、利用権の設定を受ける者の農業経営の状況等です。

内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○**議 長** 議案第2号につきまして、事務局から説明がありました。
質問等はございますか。

(質問・意見なし)

○**議 長** 質問が無いようですので、採決を行います。
議案第2号につきまして、賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

○**議 長** 全員賛成ですので、議案第2号につきましては可決いたします。

○**議 長** 審議が終了いたしましたので、退席委員の入室を許可します。
暫時休憩します。

(委員1名 入室)

○**議 長** 再開します。

次に、議案第3号「農業振興地域整備計画変更申請について」の整理番号1項を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○**事務局** 議案第3号 農業振興地域整備計画変更申請について、農業振興地域整備計画の変更にあたり、四街道市長から意見を求められたものです。

第1項は、鹿放ヶ丘の畑4, 961.98平方メートルを特別養護老人ホームに転用したいということで、農業振興地域の解除の申請があったものです。

位置につきましては17ページ及び18ページの案内図をご覧ください。

説明は以上です。

○議 長 議案第3号整理番号1項につきまして、去る4月4日に第1班による事前調査会が行われています。

班長の三石委員に説明をお願いします。

○三石委員 15番三石です。4月4日第1班による事前調査会を実施いたしました。内容につきましては、事務局から説明のあったとおりです。農用地除外申請と言う事ですが、現地確認で、雨水等の問題点が浮き彫りになったため、再度検討していただく事にしました。

第1班としましては、許可相当と判断いたしました。詳細につきましては、地元委員よりお願いいたします。

○議 長 地区担当の佐藤慎一委員説明をお願いします。

○佐藤慎一委員 11番佐藤です。事務局および班長の説明のとおりです。追加説明しますと、老人ホームを建てる場所は、7,732平方メートルある畑の一部4,961.98平方メートルです。建物の西側では耕作を続けます。北側は資材・車両置場、南側と東側は道路を挟んで畑です。現地調査をした際に、水が溜まりやすい事が分かりました。今回は農業振興地域の解除の申請なので、次に転用の届出が出た際に再度確認したいと思えます。

○議 長 議案第3号整理番号1項につきまして、事務局及び班長、地区担当委員から説明がありました。

質問等はございますか。

(質問・意見なし)

○議 長 質問が無いようですので、採決を行います。

議案第3号整理番号1項につきまして、許可として賛成される方の挙手を求めます。

(全員賛成)

○議 長 全員賛成ですので、議案第3号整理番号1項につきましては可決いたします。

○議 長 次に協議報告に入ります。協議報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する専決処分について」

事務局の説明をお願いします。

○事務局 6ページをお開き下さい。

協議報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する専決処分について、事務局処務規程第7条に基づき専決処分したのでご報告致します。

整理番号1項は、市街化区域内の農地の所有権を有する者が自ら農地を、専用住宅に転用するという届け出です。

内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○議長 次に、協議報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について」

事務局の説明をお願いします。

○事務局 7ページをお開き下さい。

協議報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について、事務局処務規程第7条に基づき専決処分したのでご報告致します。

整理番号1項から次ページの整理番号6項までの6件です。いずれも市街化区域内の農地の所有権を有する者以外の者が、使用貸借又は所有権の移転を受け、専用住宅、駐車場に転用するという届け出です。

内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○議長 次に、協議報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知について」

事務局の説明をお願いします。

○事務局 9ページをお開き下さい。

協議報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について、解約の通知がありましたので、報告いたします。

解約の理由につきましては、貸主の都合によるものです。

内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○議長 次に、協議報告第4号「転用事実確認証明願に対する専決処分について」

事務局の説明をお願いします。

○事務局 10ページをお開き下さい。

協議報告第4号 転用事実確認証明願に対する専決処分について、農地法第5条の許可処分に対する転用事実確認証明願の提出があったのでご報告致します。

整理番号1項は、栗山の資材置場で、3月11日に井岡委員と事務局で現地を確認しております。

整理番号2項は、大日の車両置場で、3月11日に江原会長と事務局で現地を確認しております。

内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○議長 次に、協議報告第5号「生産緑地のあっせんについて」事務局の説明をお願いします。

○事務局 11ページをお開き下さい。

協議報告第5号 生産緑地のあっせんについて、生産緑地法第17条の2に基づき、四街道市長から生産緑地のあっせんについて農業委員会に協力を求められたものです。

12ページをお開きください。

生産緑地の取得の斡旋公告です。

所在地につきましては、13ページ及び14ページの案内図等をご覧ください

当該地は、鹿渡の畑1, 493平方メートルで、売渡希望価格は5,000万円で、平米単価にすると約33,500円です。

買取者の資格は、農業に従事でき、農地法第3条による許可の取得が見込まれる者です。

申出期限は令和4年5月12日木曜日です。

なお、今回の斡旋が不調であった場合は、生産緑地が解除され、土地所有者により農地転用等の処分が可能となります。

内容は記載のとおりです。

説明は以上です。

○議長 協議報告第1号から第5号について、事務局から説明がありました。質問はございますか。

(質問・意見なし)

○議長 質問が無いようですので、協議報告第1号から第5号は、終了いたします。

○議長 以上で、本日の議案及び協議報告については、終了いたします。

4. その他

○議長 次に、その他に入ります。

委員から何かございますか。

○議 長 事務局から何かありますか。

○議 長 次に、会議次第の裏面をご覧ください。

5月の開催予定については、事前調査会が5月2日の月曜日に、第2班の委員にお願い致します。

また、総会が5月9日の月曜日の午後2時から、場所は福祉センター3階第1会議室です。
農地相談日は5月2日を予定しておりますので、担当委員は、事務局から連絡がありましたらお願いします。

5. 閉 会

○議 長 以上で、本日の日程はすべて終了致しましたので、会議を閉会します。

閉会午後2時24分

令和4年4月12日

農業委員会長

⑩

議事録署名委員

5番

⑩

6番

⑩